

# 香川県報



第98号

平成18年

12月12日(火曜日)

香川県知事 真鍋武紀

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年十二月十二日

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

保安施設地区の指定予定の通知

（みどり保全課）

一

障害者自立支援法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

救急病院又は救急診療所の認定

（医務国保課）

三

結核予防法の規定による指定医療機関の指定

（業務感染症対策課）

四

結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退

（道路課）

五

道路の区域変更

（道路課）

六

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

七

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（四件）

（経営支援課）

八

土地改良事業の適否決定（四件）

（土地改良課）

九

土地改良事業の認可

（土地改良課）

一〇

土地改良事業の工事完了の届出

（土地改良課）

一一

都市計画変更の案の縦覧（二件）

（都市計画課）

一二

都市計画決定の案の縦覧

（都市計画課）

一三

選挙管理委員会告示

（選挙管理委員会）

一四

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数

等

一五

## 告示

香川県告示第六百九十四号



一 指定に係る保安施設地区の所在場所

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東かがわ市水主一四一九の一、一六一七の一

2 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

さぬき市寒川町石田東字所谷甲三三六五の三、甲三三六七の一、甲三三八二の一、甲三三八二の二、甲三三八四の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 指定の有効期間 七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに東かがわ市事業部経済課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第六百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	三七二〇〇 〇六七二	事業所の名称及び所在地	クローバーハウス こがも 高松市香南町横井 五五一番地一	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	社会福祉法人 こがも福祉会 高松市香南町横井 五五一番地一	指定年月日	平成十八年 十二月一日	サービスの種類	生活介護
---------	---------------	-------------	---------------------------------------	--------------------	--	-------	----------------	---------	------

香川県告示第六百九十六号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一八三	平成十八年十二月五日から 平成二十一年十一月四日まで	太田病院	東かがわ市三本松一七五八
一八四	平成十八年十二月五日から 平成二十一年十一月四日まで	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町池戸一七五〇
一八五	平成十八年十二月五日から 平成二十一年十一月四日まで	香川労災病院	丸亀市城東町三丁目三番一号

香川県告示第六百九十七号  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

名称	所在地	開設者	指定年月日
名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
坂出メンタルクリニック	坂出市駒止町二丁目三五	医療法人社団五色会	平成十八年三月十五日
まんのう町立造田診療所	仲多度郡まんのう町造田一九八二一	まんのう町	平成十八年三月二〇日
まんのう町立美合診療所	仲多度郡まんのう町川東一四九三	まんのう町	平成十八年三月二〇日
内海病院	小豆郡小豆島町片城甲四四九五	小豆島町	平成十八年三月二十一日
小豆島町国民健康保険福田診療所	小豆郡小豆島町福田甲四〇七一	小豆島町	平成十八年三月二十一日
綾川町国民健康保険綾上診療所	綾歌郡綾川町山田下三三五二一	綾川町	平成十八年三月二十一日
綾川町国民健康保険羽床上診療所	綾歌郡綾川町羽床上六〇五八	綾川町	平成十八年三月二十一日
綾川町国民健康保険陶病院	綾歌郡綾川町陶一七二〇一	綾川町	平成十八年三月二十一日
大月耳鼻咽喉科医院	坂出市富士見町二丁目一〇二二二	大月 祐之介	平成十八年四月一日
もり内科	小豆郡小豆島町西村甲一四六八一	森 茂雄	平成十八年四月十二日
中央クリニック	観音寺市観音寺町甲三三三〇一	小野 克明	平成十八年四月十七日
たけうち皮膚科クリニック	観音寺市植田町三五五一	竹内 紀文	平成十八年五月二十七日
医療法人社団あり	さぬき市志度一九〇	医療法人社団あ	平成十八年六月一日

ま内科消化器科ク リニツク	○ 七牟礼ビル二階	りま内科消化器 科クリニツク	
医療法人社団里仁 会瀬戸内クリニツ ク	丸亀市川西町北一八 一	医療法人社団里 仁会瀬戸内クリ ニツク	平成十八年六月一日
三浦内科・みちこ 小児科クリニツク	丸亀市通町九一	三浦 卓二	平成十八年六月二日
渡辺ハートクリニ ツク内科	観音寺市植田町一〇 一〇	渡邊 一史	平成十八年六月八日
医療法人十全会岩 崎医院	仲多度郡琴平町二八 三一	医療法人十全会	平成十八年七月一日
たかしま耳鼻咽喉 科医院	観音寺市植田町一〇 一〇	高島 誓子	平成十八年七月十九日
ツツミ医院	さぬき市志度二二二 四七一	堤 康	平成十八年八月十七日
井上泌尿器科医院	観音寺市植田町一〇 一〇	井上 高明	平成十八年八月二十二日
医療法人社団温裕 会たかはし整形外 科医院	坂出市笠指町二四 三	医療法人社団温 裕会	平成十八年九月一日
ながい耳鼻咽喉科 クリニツク	さぬき市志度二四九 三一	永井 陽介	平成十八年九月三日
トマト薬局直島店	香川郡直島町本村六 九六 四〇	有限会社ゴール タウン	平成十八年四月一日
大松薬局	綾歌郡宇多津町一四 一三	有限会社大松	平成十八年四月一日
有限会社辻上薬局 陶店	綾歌郡綾川町陶二六 〇三一	有限会社辻上薬 局	平成十八年四月一日
京町薬局丸亀店	丸亀市南条町四七 三	京町薬品有限会 社	平成十八年四月一日

フジヤ中央調剤薬 局	観音寺市観音寺町甲 三二二	ふじや薬品株式 会社	平成十八年四月一日
エゴ調剤薬局観音 寺	観音寺市植田町字高 木四〇四 四	ディーアンドピ コンサルティ ング有限会社	平成十八年五月一日
有限会社エンゼル ドラッグ丸亀店	丸亀市川西町南一〇 五四 四	有限会社エンゼ ルドラッグ	平成十八年七月一日
くま薬局三木店	木田郡三木町氷上三 九九 二	有限会社久間薬 局	平成十八年九月一日
有限会社松村薬局 しど調剤薬局	さぬき市志度二四九 三二二	有限会社松村薬 局	平成十八年九月一日

香川県告示第六百九十八号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定  
 医療機関は、その指定を辞退した。  
 平成十八年十二月十二日

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
琴南町立造田診療 所	仲多度郡まんのう町 造田一九八二 一	琴南町	平成十八年三月十九日
琴南町立美合診療 所	仲多度郡まんのう町 川東一四九三	琴南町	平成十八年三月十九日
綾南町国民健康保 険陶病院	綾歌郡綾川町陶一七 二〇 一	綾南町	平成十八年三月二十日
綾上町国民健康保 険直営綾上診療所	綾歌郡綾川町山田下 三三五二 一	綾上町	平成十八年三月二十日
綾上町国民健康保 険直営羽床上診療 所	綾歌郡綾川町羽床上 六〇五 八	綾上町	平成十八年三月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾上町国民健康保険直営粉所診療所	綾歌郡綾川町粉所東一四六一	綾上町	平成十八年三月二十日
内海病院	小豆郡小豆島町片城甲四四九五	内海町	平成十八年三月二十日
内海町国民健康保険福田診療所	小豆郡小豆島町福田甲四〇七一	内海町	平成十八年三月二十日
大月耳鼻咽喉科医院	坂出市青葉町八四	大月 裕之介	平成十八年三月三十一日
内科小児科西岡医院	仲多度郡琴平町一九六	西岡 司郎	平成十八年三月三十一日
久保田医院	観音寺市粟井町二九五	久保田 彰一	平成十八年五月三十一日
ありま内科消化器科クリニック	さぬき市志度一九〇七牟礼ビル二階	有馬 啓治	平成十八年五月三十一日
医療法人社団三樹会丸亀第一病院	丸亀市通町九一三	医療法人社団三樹会	平成十八年五月三十一日
瀬戸内クリニック	丸亀市川西町北一八八	真鍋 后輝	平成十八年五月三十一日
医療法人十全会岩崎病院	仲多度郡琴平町二八三一	医療法人十全会岩崎病院	平成十八年六月三十日
ツツミ病院	さぬき市志度二二二四七一	堤 健	平成十八年七月二十六日
たかはし整形外科医院	坂出市笠指町二四三	高橋 裕彦	平成十八年八月三十一日
大松薬局	綾歌郡宇多津町山下一四一三	大松 ふみ子	平成十八年三月三十一日
長町薬局	東かがわ市三本松一八六一	長町 智恵	平成十八年三月三十一日

トマト薬局直島店	香川郡直島町字高田浦六九六 四〇	株式会社トマト	平成十八年三月三十一日
昇雲館薬局	善通寺市中村町二一九八	細川 真慈	平成十八年四月二十九日

香川県告示第六百九十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十二月十二日から平成十九年一月三日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	(メートル)	
小豆郡小豆島町大字橋字波戸甲三六番地先から 小豆郡小豆島町大字橋字楠甲八三番一地先まで	前	六・五 一四・〇	道路改修工事による現道拡幅
	後	二二・八 三三・五	

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十九年一月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川トレーナー協会

阿部 純也

高松市瀬戸内町四三番五九号

三 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ医学関係者、スポーツ関係指導者及びトレーニング指導者の知識及び技術の向上、情報の交換と連携を図るとともに、スポーツ選手へのサポートを通して香川県内のスポーツ界の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年七月二十一日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ新潟店 仲多度郡まんのう町大字吉野下字林一四八番一ほか

三 法第八条第一項の規定により、まんのう町から聴取した意見の概要

周辺住民との意見調整を十分に行うこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びまんのう町産業経済課

2 縦覧期間

平成十八年十二月十二日（火曜日）から平成十九年一月十二日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年七月二十一日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

東高松ショッピングセンター 高松市福岡町三丁目三七九番二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十二月十二日（火曜日）から平成十九年一月十二日（金曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十八年七月二十一日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングデパート 坂出市京町一丁目四番一八号

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十二月十二日(火曜日)から平成十九年一月十二日(金曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十八年七月二十一日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

観音寺ショッピングデパート 観音寺市坂本町五丁目甲一三九一番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十二月十二日(火曜日)から平成十九年一月十二日(金曜日)まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月二十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市牟礼町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業羽間地区	高松市産業部土地改良課
高松市香西土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)今池地区	"
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)古出井地区	"

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）本谷池地区	高松市産業部土地改良課
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）赤尾地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月二十八日適当と決定した。  
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
奥谷共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥谷地区	高松市産業部土地改良課
平岡新開共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）平岡地区	"
上牛池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下牛池地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十一月二十七日適当と決定した。  
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十二月二十二日から平成十九年一月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

町名	土地改良事業名	縦覧場所
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）高津地区	三木町産業振興課
"	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）四十塚地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西土居地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北山池地区）を行うことについて平成十八年十一月二十七日認可した。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	積地区	平成一八、一、三一
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	松崎西地区	平成一八、三、一〇
"	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	天満地区	平成一八、一、三一
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	七尾地区	平成一八、三、三〇

	奥谷地区共同施行	非補助土地改良事業	奥谷地区	平成一五、三、三一
	観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	百々地区	平成一八、二、一〇
	豊浜町土地改良区	老朽ため池等整備事業	長谷池地区	平成二、三、二〇
		農道整備事業	岡向一号地区	平成一、三、二五
		かんがい排水事業	池下地区	平成二、三、二〇
		かんがい排水事業	流川地区	平成二、三、二〇
		老朽ため池等整備事業	箕池地区	平成一、三、二〇
		農道整備事業	向砂地区	平成二、三、二〇
		農道整備事業	道溝地区	平成二、三、二〇
		かんがい排水事業	二軒屋地区	平成一、三、二〇
		農道整備事業	岡向一号地区	平成二、三、二五
		農道整備事業	荒神面地区	平成二、三、二〇
		区画整理事業	大平木地区	平成三、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	道溝地区	平成七、三、二〇
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	分股地区	平成七、七、二八
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大末地区	平成七、三、二〇
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	野々池地区	平成一〇、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	長谷池地区	平成九、八、二二
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)		
	豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	神の木地区	平成一七、一〇、一七
		単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	今井田池地区	平成一八、一、一八
		単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	新池地区	平成一七、六、三〇
		単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	振落地区	平成一七、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	丸山地区	平成一七、二、一〇
		単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	野々池地区	平成一七、二、二二
		単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	山木田池地区	平成一六、二、一〇
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	今井田池地区	平成二二、三、一〇
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	宮前後地区	平成一、六、三〇
		基盤整備促進事業(一般型)	新田地区	平成二二、三、二〇
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	弓池地区	平成一〇、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	長谷池地区	平成一〇、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	寺家地区	平成一八、三、二五
		単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	六の坪地区	平成一八、三、一〇
		単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	新下地区	平成一七、二、二六



"	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	奥池地区	平成一八、一、一三
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	一丁地股地区	平成一八、一、三一
"	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	官徒地区	平成一七、一二、二六
"	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	白池川地区	平成一七、九、二〇
"	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	普入地区	平成一七、一一、一六
"	単独県費補助土地改良事業 (水路補修事業)	屋敷内地区	平成一八、三、三〇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域  
三・三・一 大内白鳥バイパス線
- 二 都市計画の案の縦覧場所  
香川県土木部都市計画課及び東かがわ市建設課
- 三 縦覧期間  
平成十八年十二月十二日から同月二十六日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により観音寺都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域  
三・三・十九 植田本大線
- 二 都市計画の案の縦覧場所  
香川県土木部都市計画課及び観音寺市都市整備課
- 三 縦覧期間  
平成十八年十二月十二日から同月二十六日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により豊中都市計画道路を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十八年十二月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域  
三・三・一 笠田本山線
- 二 都市計画の案の縦覧場所  
香川県土木部都市計画課及び東かがわ市建設課
- 三 縦覧期間  
平成十八年十二月十二日から同月二十六日まで

香川県土木部都市計画課及び三豊市建設課  
三 縦覧期間

平成十八年十二月十二日から同月二十六日まで

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十八年十二月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五十分の一の数

一六、七二四人

三分の一の数

二〇六、〇三三人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区	一一四、九〇〇人
丸亀市選挙区	二九、七八九人
坂出市選挙区	二〇、六一五人
善通寺市選挙区	九、五〇三人
観音寺市選挙区	一七、八七二人
さぬき市選挙区	一五、三三一人
東かがわ市選挙区	一〇、四一五人
三豊市選挙区	二〇、〇七七人
小豆郡選挙区	九、五五七人

（第九三九七号）

木田郡選挙区	八、〇三八人
綾歌郡選挙区	七、二四〇人
仲多度郡第一選挙区	八、八二七人
仲多度郡第二選挙区	六、五七一人

平成十八年十二月十二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

（購読料月極二千五百円）



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています